

平成30年度兵庫県私立高等学校 生徒授業料軽減補助制度について

兵庫県では、国の就学支援金に上乗せし、県の単独補助として、一定の所得以下の世帯に対して授業料軽減補助を行います。国、県いずれの制度も学校を通じて補助します。

保護者の皆様には、このリーフレットをお読みになり、所定の基準にあてはまる場合は、学校が指定する期日までに、学校へ申請してください。

なお、申請の要件、授業料の軽減額などの詳しいことは学校にお問い合わせください。

県の授業料軽減補助を受けることができる人

◆ 対象者の条件

兵庫県・大阪府・京都府・岡山県・鳥取県に設置されている私立高等学校・中等教育学校の後期課程（いずれも通信制を除く）に就学する生徒の保護者が、平成30年10月1日現在、次の両方に該当すれば軽減補助を受けることができます。

- (1) 保護者（学校教育法第16条に定める子に対して親権を行う者）が兵庫県在住であること（生徒の居住地は、寮・下宿等により兵庫県外であっても差し支えありません）。
- (2) 保護者全員の平成30年度の市町民税所得割額と県民税所得割額の合算が257,500円未満であること。
※市町民税所得割額及び県民税所得割額は、前年収入から各種控除を差し引いて算出されます。

<ご注意>

- ※ 平成30年9月30日以前に転退学した場合は、対象となりません。
- ※ 平成30年10月1日以降に転退学した場合は、月割りにより計算します。
- ※ 保護者の平成30年中の所得が、平成29年4月1日以降に生じた特別な事情（転退職、入院等）のため、前年に比べて著しく減少する見込みである場合、平成30年見込み所得で判定します。該当する場合は、学校にご相談ください。
- ※ 特別な事情が、経済的不況による失廃業、倒産等の場合は、「私立学校生徒授業料軽減臨時特別補助制度」の適用となります。
- ※ 原則として、保護者全員が兵庫県内に居住していることが要件となりますが、保護者の一方が単身赴任等で一時的に県外に居住している場合は学校にご相談ください。

市町民税所得割額・県民税所得割額とは？

市町民税所得割額とは、年間の収入金額から必要経費、扶養控除、配偶者控除など各種の所得控除を差し引いた金額に住民税の税率を乗じた金額をいいます。市(町)民税・県民税の特別徴収税額決定通知書や納税通知書に、「市(町)民税」と「県民税」のそれぞれの「所得割」と書かれた欄に記載されている金額を合計した金額です（均等割額は含みません）。

◆ 軽減される額〔高校の所在地、生徒の学年によって条件が異なります〕

＜１年生＞（平成 30 年度入学生）

保護者の所得区分		軽 減 金 額（年額）		
		兵庫県内の 私立高等学校	京都府内の 私立高等学校	大阪府・岡山県・ 鳥取県内の 私立高等学校
生活保護世帯				
保護者全員の平成 30 年度市町民税所 得割額と県民税所 得割額の合算	0 円	100,000 円	50,000 円	25,000 円
	85,500 円未満	95,000 円	47,500 円	23,750 円
	257,500 円未満	54,000 円	27,000 円	13,500 円

＜２・３年生＞（平成 28・29 年度入学生）

保護者の所得区分		軽 減 金 額（年額）		
		兵庫県内の 私立高等学校	京都府内の 私立高等学校	大阪府・岡山県・ 鳥取県内の 私立高等学校
生活保護世帯				
保護者全員の平成 30 年度市町民税所 得割額と県民税所 得割額の合算	0 円	82,000 円	41,000 円	20,500 円
	85,500 円未満			
	257,500 円未満	21,000 円	10,500 円	5,250 円

※平成 27 年度以前に入学し、原級留置等により在籍している場合は、入学時の制度が引き続き適用となります。

※在学中、支給を受けられるのは 3 回のみです。

◆ 私立高等学校生徒への授業料軽減事業（国の制度（就学支援金）を含む）

平成 30 年度の国と県を合わせた授業料の軽減額は下表のとおりです。生活保護世帯及び市町民税所得割額と県民税所得割額の合計額が 0 円の世帯については、県内私立高等学校の平均授業料相当額まで補助し、授業料の実質無償化を図るなど、低所得世帯に重点化した授業料軽減措置を行います。

＜１年生（平成 30 年度入学生）＞

保護者の所得区分		軽減金額（年額）			
			兵庫県内の 私立高校	京都府内の 私立高校	大阪府・岡山県・ 鳥取県内の私立高校
保護者全員の市町民税 所得割額と 県民税所得 割額の合算	0 円	兵 庫 県	100,000 円	50,000 円	25,000 円
		国	297,000 円	297,000 円	297,000 円
		合 計	397,000 円	347,000 円	322,000 円
	85,500 円 未 満	兵 庫 県	95,000 円	47,500 円	23,750 円
		国	237,600 円	237,600 円	237,600 円
		合 計	332,600 円	285,100 円	261,350 円
	257,500 円 未 満	兵 庫 県	54,000 円	27,000 円	13,500 円
		国	178,200 円	178,200 円	178,200 円
		合 計	232,200 円	205,200 円	191,700 円
	507,000 円 未 満	兵 庫 県	0 円	0 円	0 円
		国	118,800 円	118,800 円	118,800 円
		合 計	118,800 円	118,800 円	118,800 円

※市町民税所得割額と県民税所得割額の合算が 507,000 円以上の場合、対象外

< 2・3年生（平成28・29年度入学生） >

保護者の所得区分		軽減金額（年額）			
			兵庫県内の 私立高校	京都府内の 私立高校	大阪府・岡山県・ 鳥取県内の私立高校
保護者全員の 市町民税 所得割額と 県民税所得 割額の合算	0円	兵庫県	82,000円	41,000円	20,500円
		国	297,000円	297,000円	297,000円
		合計	379,000円	338,000円	317,500円
	85,500円 未 満	兵庫県	82,000円	41,000円	20,500円
		国	237,600円	237,600円	237,600円
		合計	319,600円	278,600円	258,100円
	257,500円 未 満	兵庫県	21,000円	10,500円	5,250円
		国	178,200円	178,200円	178,200円
		合計	199,200円	188,700円	183,450円
	507,000円 未 満	兵庫県	0円	0円	0円
		国	118,800円	118,800円	118,800円
		合計	118,800円	118,800円	118,800円

※市町民税所得割額と県民税所得割額の合算が507,000円以上の場合、対象外

（参考）私立高等学校への兵庫県からの支援

兵庫県では、次の私立高等学校に対する支援を実施し、保護者の皆様の経済的負担の軽減と私立高等学校の教育条件の維持向上を図っています。

1 私立高等学校及び高等学校の生徒・保護者に対する支援

兵庫県では、教職員の人件費や学校の特色ある教育経費など、私立高等学校の運営経費に対する支援を行うとともに、国と県で、私立高等学校に通う生徒やその保護者の負担軽減のため、授業料に対する支援を行っています。

私立高等学校の運営に対する支援	授業料に対する支援
県補助金の額：約123億8千万円 生徒1人あたり：約349,213円	支援額：約52億8千万円 (就学支援金、授業料軽減補助、 学び直し支援金の合計額)

2 その他の就学支援

入学時に、入学資金の支払いが一時困難な保護者の方々に対して30万円まで貸し付ける「入学資金貸付事業」や、月額3万円（私立高校、自宅通学者の場合）の修学資金や通学費を貸与する「高等学校奨学資金貸付事業」等を行っています。

また、私立高等学校等の生徒（平成26年度以降入学の生徒に限る）の保護者で、生活保護（生業扶助）受給世帯または市町民税と県民税の所得割額の合計額が0円の世帯の方に対し、修学旅行費、教科書費、教材費、学用品費、生徒会費等の教育に必要な経費を支援する「奨学給付金制度」を行っています。